



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*22 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- \*23 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課)..... 2
- \*24 和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 2
- \*25 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 3
- \*26 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 ( // )..... 3

### ○ 公安委員会規則

- \*4 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ..... 4

### ○ 訓令

- \*3 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 4

### ○ 会計管理者訓令

- \*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 4

## 規 則

### 和歌山県規則第22号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中

作業服	1	24	を	作業服 (夏)	1	24	に改め、
作業靴	1	24		作業服 (冬)	1	24	
			作業靴	1	24		

同表13の項中

作業服	1	24	を	作業服 (夏)	1	12	に改める。
作業靴	1	24		作業服 (冬)	1	12	
			作業靴	1	24		

別表第2の11の項中

防寒服	を	防寒服	に改める。
		安全靴	
		ヘルメット	
		ゴム長靴	



和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センター入院規則の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター入院規則（平成7年和歌山県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「第22条の4」を「第21条」に改める。

第2条中「保護者（法第20条又は第21条の規定による保護者）」を「家族等（法第33条第2項に規定する家族等）」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第25号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1農業大学校（就農支援センターを除く。）の項中「総務学生課長」を「総務部長」に改める。

別表第4の1の項中「和歌山高等学校 和歌山西高等学校」を「和歌山高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第26号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第59条第2項に次の2号を加える。

(21) 即時に現金支払をしなければならない不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく調査に必要な商品の購入等に係る経費 毎3月分以内の予定額

(22) 即時に現金支払をしなければならない不法係留船舶、沈没船等についての調査に係る小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第14条に規定する登録事項証明書等の交付の請求に要する経費 毎3月以内の予定額

第93条第7号中「により」の次に「予定価格に108分の100を乗じて得た金額が500万円未満である」を加え、「、契約金額が500万円未満であり、かつ」を削る。

第135条中「第233条第4項」を「第233条第5項」に改める。

別表第2の13の部中「被留置者の医療費」の次に「、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第5条第1項に規定する死亡時画像診断に係る検査料」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 公安委員会規則

## 和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「伊都郡かつらぎ町大字大谷字立石224番1」を「紀の川市重行字東中原342番1」に、

一般国道42号	田辺市新庄町字西橋谷46番115から田辺市稲成町字北皆代2838番1地先まで	を
---------	--	---

一般国道42号	田辺市新庄町字西橋谷46番115から田辺市稲成町字北皆代2838番1地先まで	に改める。
一般国道42号	田辺市稲成町字下組2948番6から田辺市芳養松原二丁目1479番1まで	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 訓 令

## 和歌山県訓令第3号

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「実施設計額」を「実施設計額に108分の100を乗じて得られる金額」に改める。

別記第3号様式第34条第9項及び第42条第3項中「3.0パーセント」を「2.9パーセント」に改める。

別記第3号様式第44条第3項（注5を含む。）中「前項の」を「第1項（同項第4号から第9号までに該当するときを除く。）の規定により、この契約が解除された」に改める。

別記第3号様式第47条第3項（注6を含む。）中「3.0パーセント」を「2.9パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

## 会計管理者訓令

## 和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般  
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県会計管理者 植 山 均

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表紀南県税事務所の出納員の項交付限度額の欄中「30,000円」を「50,000円」に改め、同表伊都振興局地域振興部の出納員の項の次に次のように加える。

伊都振興局健康福祉部の出納員	伊都振興局健康福祉部の現金の収納に際し必要なつり銭に充てるため。	50,000円
----------------	----------------------------------	---------

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。